令和5年度

会長のつぶやき

葦高小学校PTA通信

Vol. 13 不定期に発刊します。

PTAの規約について

こんにちは。PTA会長 井上です。ようやく春を感じる季節になってきました。皆様いかがお過ごしですか。季節の移り変わりは体調を崩しやすいものです。どうぞご自愛ください。

さて、今回はPTAの規約についてのお話しです。

現在、「役員の任期は2年」、「部員・地区役員の任期は1年」で運営されています。 しかし、「葦高小学校父母と教師の会会則」の第10条に「役員の任期は、1年とする。ただし、 重任を妨げない。」と記載されており、これに沿うと「役員」も「部員」も任期は1年」とな ります。

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。 [次期の役員選出までは、その任務を行う。]

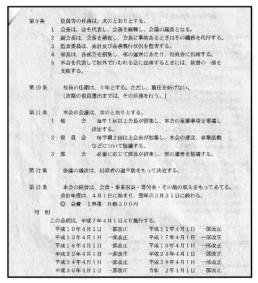
「役員」は校内外での様々な行事の企画、準備、参加等しており、 I 年任期だと、次年度の役員は現場経験ゼロで、ロ頭や紙資料だけでの引継ぎとなり結構心配です。なので、 2 年目役員が I 年目役員と共に行動して引き継いでいく今のスタイルがベストなのです。

しかし、「現在の任期」と「会則」には相違があるので、この一部分は変更したいと考えております。

そして、会則第13条に記載してある「会費」の部分。

第13条 本会の経費は、会費・事業収益・寄付金・その他の収入をもってあてる。 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。 ② 会費 1世帯 月額300円

現在、I世帯につき月額300円を会員の皆様から、納入いただいております。しかし、児童I人のご家庭と児童2人のご家庭と、児童3人のご家庭。どの世帯でも一律同額では平等ではないと感じました。



(葦高小学校父母と教師の会会則の一部)

しかし、「I世帯月額300円」から「児童I人につき月額300円」とすれば、会費収入が大幅増となる可能性があります。それは避けて、現在の会費収入と同額レベルになるように精査しております。そして「会費」についての会則変更も総会にて会員皆様のご承認が必要となります。(※議決は出席者の過半数をもって決定します。)

次回の総会 (令和6年4月下旬頃) にこの2点の会則変更(案)を上程する予定です。どうぞ皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。